共同企業体の結成方法及び協定書等作成留意事項（2社用）

１．共同企業体の結成方法及び留意事項

１）構成員数は２社とし、結成方法は自主結成とする。

２）構成員は浦添市業者登録名簿の中から選ぶものとする。※公告参照

３）構成員は県内事業者を選定するものとする。

４）当該工事の構成員は、当該工事における複数の共同企業体の構成員となることはできません。

５）全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。※公告参照

６）全ての構成員が経審切れ等の入札参加資格を失効していないこと。

２．「建設工事共同企業体協定書」記入要領

１）第２条の企業体名は「A社・B社」のように２社の連名。

２）第３条の事務所の所在地は代表者A社の住所を記入。

３）第５条は住所・商号・氏名のみ記入。（押印不要）

４）第６条の代表者は「A社」になる。（A社名記入）

５）第８条の出資の割合は自由設定とし、各々で設定してください。
ただし、比率は整数値とし代表者の比率は過半数を超えること。

６）第１１条の預金口座はA・B各社の経理と、企業体A・B社の経理とを区別できる口座にしてください。（〇〇銀行〇〇支店）

７）第１９条の次の一行目に代表者である「A社」を、同行「上記のとおり」の次に第２条と同じ企業体名を記入。

８）提出日は、協定書第４条の日付を記入。

３．協定書作成要領には、代表者を〇印、構成員を△印の実印押印箇所を示しています。
３通のうち、１通は市に提出（これには、上部割印しない）してください。

※委任状・入札書・入札辞退届作成時の留意事項

１．入札参加時には入札に参加される方の委任状は必ず作成し、全社署名押印のうえ提出してください。（JV代表取締役の方が入札に参加する場合でも委任状の作成・提出が必要です。）

２．入札書作成の際も代理人指名欄に必ず署名押印を行い提出してください。
（JV代表者の代表取締役の方が入札される場合でも代理人氏名欄への署名押印が必要です。）

３．協定書審査の結果、資格条件に適合しない場合は受理しないことがあります。

４．入札書の下部の注記欄が「110分の100」となっていることを確認してください。